

母子保健情報の利活用の
推進について

参考資料

令和3年度全国児童福祉主管課長会議

(令和4年3月 厚生労働省子ども家庭局資料より抜粋)

10. 母子保健情報の利活用の推進について（関連資料 32、33 参照）

（1）新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて

厚生労働省「データヘルス改革推進本部」においては、

- ・ 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大
- ・ 電子処方箋の仕組みの構築
- ・ 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

を集中的に実行することとしている。

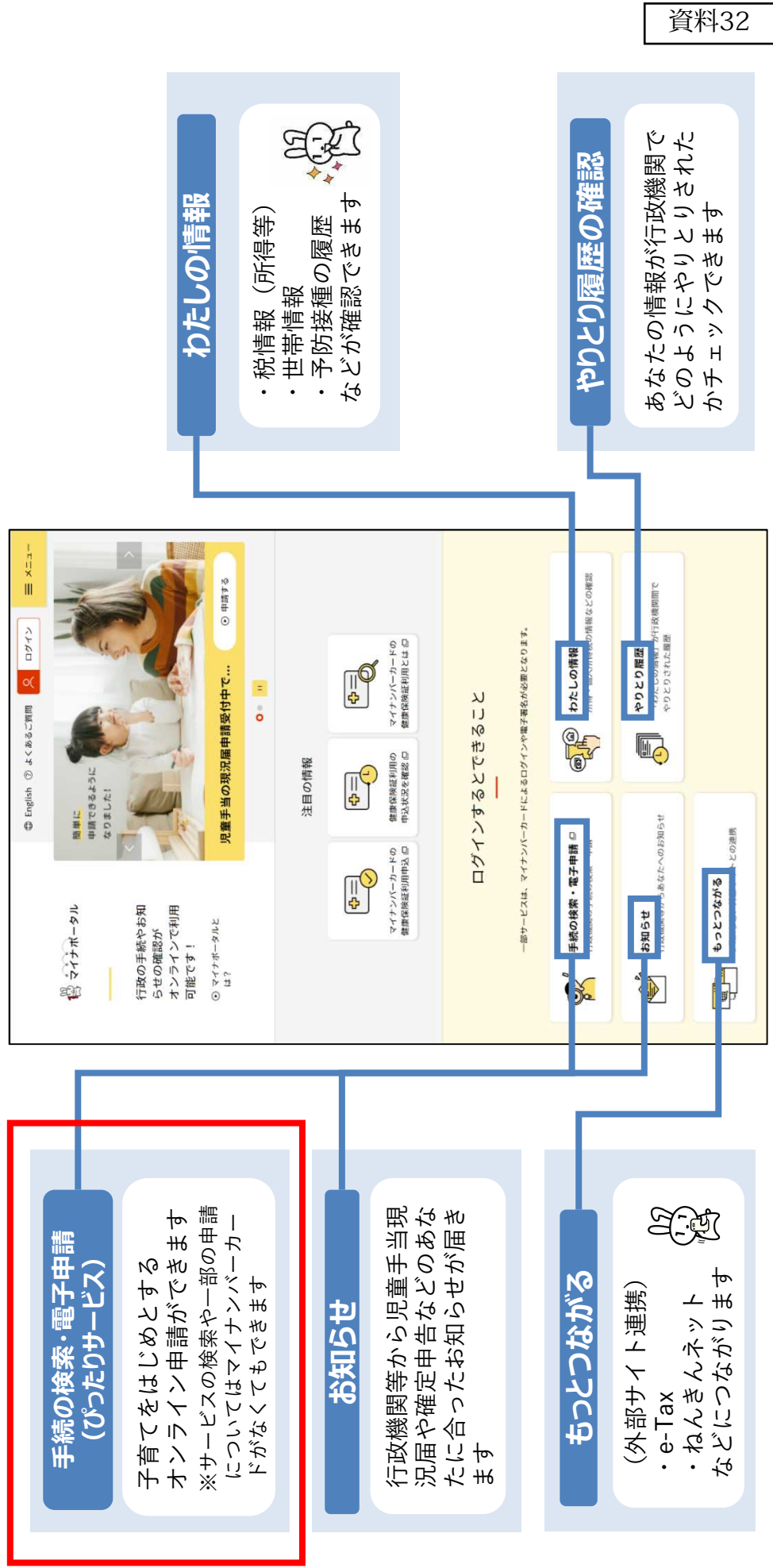
自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大については、健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在する等の現状に対して、母子保健情報以外の健康・医療等情報健診についても、国民がマイナポータル等を通じてPCやスマホ等で閲覧・活用を可能にすることや、API連携等を通じて、個人のニーズに応じた幅広い民間PHRサービスの活用をすることで、PHRの推進を図ることとしている。

（2）乳幼児健康診査等の結果の把握及び母子保健施策への活用について

2020（令和2）年度6月からマイナンバー制度を活用した乳幼児健診及び妊婦健診情報のマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携が開始された。各自治体においては、引き続き、データ標準レイアウトに基づき、マイナンバー制度における中間サーバーへ副本登録を進めていただきたい。また「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について（依頼）」（平成28年11月11日付雇児母発1111第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）のとおり、妊娠届出については、子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の1つとしてオンライン上で届出が可能となっているところである。

マイナポータルとは

○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。



マイナポータル「手続の検索・電子申請（びったりサービス）」

- H29.7～市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※） まずは「子育て」手続から「子育てワンストップ」
- H29.10～検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- H31.1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- H31.3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- 今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。
- 以上の分野・手続に限らず、**市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。**
- ※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R3.9月末時点で1,565団体(人口割合98.6%)が対応）。
- ※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、**R3.9月末時点で1014団体（人口割合79.2%）が対応し、電子申請が可能。**



子育てワンストップサービス（びったりサービス）の対応状況

・インターネットで手続の検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能） (R3.9.30時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	1,565団体(98.6%)			
	1,538団体 (97.6%)	1,479団体 (94.2%)	1,441団体 (91.6%)	1,469団体 (94.3%)

・電子申請が可能 (R3.9.30時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	実施済：1,014団体 (79.2%)			
	～R3年12月末：1,038団体 (81.3%) (予定)			
実施済	R4年4月以降～：1,509団体 (97.3%) (予定)			
	976団体 (78.0%)	589団体 (42.8%)	360団体 (21.1%)	599団体 (37.4%)

※ 「びったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの

